

近畿地方整備局 入札監視委員会（第二部会） 平成30年度第2回審議概要

開催日及び場所	平成30年9月18日（火） 神戸地方合同庁舎 3階 第6供用会議室		
委員	芥川真一（神戸大学大学院工学研究科教授 第二部会長 今回抽出担当者） 瀧 圭吾（神戸大学大学院法学研究科教授） 米田和史（米田会計事務所 公認会計士・税理士 第二部会長代理） （五十音順）		
審議対象期間	平成30年4月1日 ～ 平成30年6月30日		
報告事項	①発注状況報告 ②指名停止措置の運用状況報告 ③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告 ④再度入札における一位不動状況報告 ⑤低入札価格調査制度対象工事の発生状況報告		（備考） ・①～⑤について、整備局資料に基づき説明を行った。
審議事項	総件数	（備考）	
①抽出案件	6件	[抽出件名]	
<工事>			
一般競争入札方式 （WTO対象）	1件	・大阪港北港南地区航路(-16m)附帯施設護岸(1)等基礎工事	
一般競争入札方式 （WTO対象外）	1件	・和歌山下津港北港地区防波堤（南）被覆等工事	
<業務>			
簡易公募型プロポーザル方式	2件	・柴山港柴山地区外防波堤(西)整備計画検討業務 ・和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(改良)(第2工区)(6号栈橋部等)基本設計	
簡易公募型競争入札方式	1件	・神戸港水質調査	
<物品役務>			
一般競争入札方式	1件	・大阪港灯浮標等保守点検	

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【報告事項】</p> <p>①発注状況報告</p> <p>②指名停止措置の運用状況報告</p> <p>③談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況報告</p> <p>④再度入札における一位不動状況報告</p> <p>⑤低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <p>・質問なし</p>	

意見・質問	回答
<p>【審議事項】</p> <p>1. 一般競争入札方式（WTO対象）</p> <p>「大阪港北港南地区航路（-16m）附帯施設護岸（1）等基礎工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者がすべてJVであった理由を教えてください。 ・入札価格が比較的低い理由を教えてください。 ・入札無効とはどういうことなのか教えてください。 ・総合評価におけるオーバースペックとはどういうことか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事規模を考慮してJVでの申請も入札参加が可能と設定しています。あくまで推測ですが、石材を調達する工事であり、その調達場所や作業船の手配など複数社で行った方がメリットが大きいいため、JVでの申請が多かったのではないかと思います。 ・受注希望が強かったのではないかとということと、石の投入という単純な工事であり、積算が容易なものであるため、入札価格が低くなったのではないかと推測されます。 ・品質確保の考え方に基づく調査基準価格を下回ったため、施工体制等の確認のためのヒアリングや資料提出の要請を辞退されたことから入札が無効となりました。 ・過度なコスト負担を要する提案については、「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」に基づき事例集を公表しており、これに該当する提案があった場合は評価しないこととしています。

意見・質問	回答
<p>2. 一般競争入札方式（WTO対象外） 「和歌山下津港北港地区防波堤（南）被覆等工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的に1者応募となっているが、和歌山県に本店、支店等を有することという条件が厳しいのではないですか。 ・和歌山県内に本店、支店等を有する条件は、任意で設定されているのか、それとも和歌山県からの要請などがあるのですか。 ・入札無効の業者が、施工体制確認の書類を提出しなかった理由を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の工事はブロックを製作するものであり、地元を受注機会を増やすために当該条件設定をしています。なお、データベース上では、対象者が少なくないことを確認しています。 ・工事の規模によって設定しているものであり、県からの要請があるわけではありません。なお、地元企業への発注に関しては、災害時においては、地元企業含めて災害復旧に尽力して頂いており、地元企業の育成にも必要な措置だと考えています。 ・調査基準価格を下回ることは、直接工事費まで削ることとなると考えられ、発注者としては認めるわけにはいかないと考えています。提出書類等でこれを証明することは非常に難しいところもあり辞退されるのではと考えられます。 低入札への対応に関しては、ダンピングは根絶すべき問題であり、業界の健全な育成に寄与することと考えています。

意見・質問	回答
<p>3. 簡易公募型プロポーザル方式 「柴山港柴山地区外防波堤（西）整備計画検討業務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これは解析業務ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そうです。

意見・質問	回答
<p>4. 簡易公募型プロポーザル方式 「和歌山下津港海岸(海南地区)藤白護岸(改良) (第2工区)(6号栈橋部等)基本設計」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該発注案件は、和歌山港湾事務所ではなく、なぜ神戸港湾空港技術調査事務所なのか。 ・落札率が高い理由を教えてください。 ・津波や高潮に対する防潮堤等の高さは、どちらが高いのでしょうか。地域によって異なるのですか。 ・津波と高潮が同時に来た場合の高さは計算されているのですか。 ・一般競争、公募型競争、プロポーザル方式などの契約方式は、どのように決めるのか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計は、神戸港湾空港技術調査事務所で、詳細設計等は、各事務所で実施することとなっています。 ・特定した者から提出される見積もりをもとに積算を行うため、高い落札率となります。 ・和歌山県であれば津波の高さが高潮より上回っており、大阪湾奥部の神戸港や大阪港では、津波より高潮の高さの方が上回っています。港によって高さは異なります。 ・それはしていません。 ・技術的難易度など業務の内容によって契約方式を選定しています。 本件は、直背後に民間石油精製の工場があり、パイプラインが多数存在することから、企業活動を阻害しない高度な設計が必要となります。 そのため、プロポーザル方式であれば、業務の内容が技術的に高いものを求めることができ、業者からも色々な工夫を提案して頂いています。その提案が評価できる場合は、その提案内容で業務を行って頂いています。

意見・質問	回答
<p>5. 簡易公募型競争入札方式 「神戸港水質調査」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札価格が 5 者一致している理由を教えてください。 ・ 技術提案の業務の理解度において、優劣をつけて評価する余地はなかったのですか。 ・ 業務内容に、騒音調査も含まれているが、これも差がつけられるものではないということですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積算方法が極めて透明性が高いものとなっています。入札価格が高い者については、過去の入札の状況を把握するなど努力の違いがあるのではないかと推測されます。 ・ 技術的な工夫の余地がある業務であれば、技術提案を評価して、技術点で差が開くような契約方式を採用しますが、本件は、非常に定型的な業務であり、技術的な工夫の余地がほぼ残されていないことから、今回の契約方式を採用しています。 水質調査能力を有していれば、同一水準の調査結果が得られる業務であり、技術的な評価としては、業務の理解度や実施手順などで水質調査能力の確認をしているものです。 ・ 騒音調査の測定方法も基本的に決められた手順で行えば、どの者でも同一水準の調査結果が得られるものです。

意見・質問	回答
<p>6. 一般競争入札方式 「大阪港灯浮標等保守点検」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格の設定はないのですか。 ・予定価格に対して落札価格が低いが、最も差が生じている項目を教えてください。 ・このような案件が増えてきた場合に、積算を見直すことは将来的にあり得るのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予決令において、1,000万未満の場合は調査基準価格は設定しないこととなっています。 ・明確に把握はしていませんが、前年度も受注している業者であり、その実績が業務の効率的な実施につながり、入札価格に表れているのではないかと考えられます。 ・積算基準に基づいて積算しており、もし各地方整備局において同じような事例が重なった場合は、将来的に積算基準の改定も考えられます。

意見・質問	回答
<p>7. 全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問なし。 	